

## 六ヶ所再処理工場に関する質問主意書

### 重大事故を発生させないため、答弁書のまとめ

質問は 1.新規制基準適合性審査に関わり6項目 2. 再処理工場規制法事業指定の改正に関わり1項目 3. 再処理工場の重大事故防止について2項目である。

以下答弁書からわかったことの概要と今後の課題等である ⇒詳しくは2頁以降

1) 高レベル廃液の冷却喪失重大事故を「蒸発乾固」までとし、その後起こる「溶融、揮発、爆発」の最悪事態の評価を避けた規則により審査し、これで済まそうとしている。

→実際の事故「ウラルの核惨事」は蒸発乾固物の爆発であり、最悪時の対策審査を求める。

2) 高レベル廃液貯槽に含まれるプルトニウム239による臨界事故の検討が行われたどうかは答弁資料から確認できない。→確認する。

3) 基準地震動が大飯原発三、四号機の設置許可取消判決にある「ばらつき効果」に配慮したかどうかについては、事業指定基準規則の資料を示しただけ、配慮については不明。

→当該審査会の資料や議事録を見なければならぬが、それなりの知識が必要。

4) 火山による降下火砕物、「五十五センチメートルもの降灰環境下で人は生きていけるのか、実証試験が行われたのか」については確認していない。との答弁

またこの降灰環境下「燃料の輸送をどのように行うのか」の具体的な手法については確認していないとの答え。また「冷却ができると判断した理由は実証試験に基づくものか」については、日本原燃による「実証試験」の実施は確認していない、との答弁

→実証試験をせずに、対応できると判断できるのか審査は非科学的であり再審査を求める。

5) ウラン、プルトニウムの回収率を98.2%とする等の事業指定申請書の目標値を確認する「性能の技術上の基準」が削除された。「新規則のどこにどのように具体的に担保されているのか」の質問に対し、答弁は具体箇所を示さず、規則に規定がない。→再度確認する。

また「今まで国が行っていた「使用前検査」を事業者が行い、国は「確認」で済ますようにした法改正の趣旨」は質した、これに「安全確保の第一義的な責任は事業者にあるという基本的な考え方を徹底するものである」との答弁があった。

→超危険施設を監督し国民を守るとする原子力規制委員会の姿勢が後退した回答、国の「使用前検査」を復活させる法改正を求める。国の監督責任放棄を許さない。

6) 「重大事故時の原子力規制委員会の責任は」に答えず、「拡大防止の措置の実施、賠償等の第一義的な責任は事業者が負う」、「政府としても関係法令に基づき必要な措置を講ずる責務を有する」との答弁があった。

→全て責任は事業者に押し付け、この超危険施設を十分な審査をせず許可した責任は？

福島原発事故のような人々を難民にする重大事故を絶対に二度と繰り返さない厳重審査を行う決意を示されたい。との質問に法規制に則り審査をしていくとする事務的な回答。

→高レベル廃液の審査を「蒸発乾固」でやめる基準をそのままにし審査を終了し、さらに今後行われる「使用前検査」を「確認」で済まそうとしている、これでは大事故への道だ。「蒸発乾固」以降について厳重再審査や検査等を要請していきたい。(以上)

## 六ヶ所再処理工場に関する質問主意書／答弁書／コメント 2021.3.2答弁書受領

質問本文 <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/204/syuh/s204018.htm>

答弁書 <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/204/toup/t204018.pdf>

第204回国会（常会）

質問第一八号

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年二月十七日

福島 みずほ

参議院議長 山東 昭子 殿

.....

令和三年三月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員福島みずほ君提出六ヶ所再処理工場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する

### 六ヶ所再処理工場に関する質問主意書

福島原発事故からまもなく十年になるうとしている。当時、総理大臣であった菅直人氏は「いくつかの幸運な偶然という「神のご加護」があって、紙一重で東京を含む五千万人の避難が必要となる最悪の事態は回避されました。」「日本という国が成り立たなくなるという、本当の意味での恐怖を感じました。」と著書で述べている。

昨年七月二十九日、原子力規制委員会は日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の事業変更を許可した。しかし、私は、原発を遥かに上回る放射能を有し、その複雑なプロセスにより更に危険性が高い再処理工場の安全について危惧をしている。適合性審査においては「未審査の事項」や「技術的能力に関わる評価」等についての審査が不十分であったと考える。また、今後行われる「使用前事業者検査」やその後の国による「確認」についても、二〇一一年の原発事故前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第六条の二（性能の技術上の基準）が二〇一二年に削除され、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第四十六条（使用前検査）が二〇一七年に同法第四十六条（使用前事業者検査等）へと変更されるなど段階的に大きく変更されており、国の責任ある公正で厳重な審査が行われるのか不安の声が聞かれている。

この国で原子力施設において二度と重大事故を発生させないために、徹底した規制の強化を求め、以下質問する。

<以下質問／答弁／コメント>

#### 一 新規基準適合性審査

**質問一の1** 「重大事故」として、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」が挙げられている。二〇二〇年五月十三日第五回原子力規制委員会資料一一二の三十一ページに、蒸発乾固の定義として、「高レベル廃液等の冷却機能が喪失した場合に、高レベル廃液等の沸騰により溶液中の水分が蒸発し、やがて水分が無くなり、最終的には溶質が乾燥・固化に至るまでの一連の現象をいう。」とあるが、あたかも乾固し、事故が収束するかのようである。

高レベル廃液が蒸発乾固後含有核種の自己崩壊熱により溶融、そして揮発、さらに場合により硝酸塩爆発により環境へ放射性物質が拡散する事態こそ想定されるべき重大事故なはずである。また、蒸発乾固で収束するのならば高レベル廃液のガラス固化は不要になると考えられるが、これらの点について政府の見解を示されたい。

**答弁一の1**：使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)第一条の三に定める重大な事故(以下「重大事故」という。)のうち、お尋ねの「冷却機能の喪失による蒸発乾固」については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第四十四条の四第一項の規定に基づき、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から平成二十六年一月七日付けでなされた、再処理事業に係る変更の許可を求める申請に対する審査(以下「本件審査」という。)において、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。)及び「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(平成二十五年十一月二十七日原子力規制委員会決定。以下「事業指定基準規則解釈」という。)に基づき、高レベル放射性液体廃棄物(以下「高レベル廃液」という。)等の沸騰を未然に防止するための対策、高レベル廃液等の沸騰を未然に防止できなかった場合に乾燥及び：固化に至ることを防止するための対策並びに高レベル廃液等の温度を低下させ沸騰しない状態を維持することで事態を収束させるための対策が有効に機能するかを原子力規制委員会で確認したものであり、御指摘のように「乾固し、事故が収束する」とは認識していない。

**コメント一の1**：質問は「高レベル廃液冷却できなくなった場合蒸発乾固しその後溶融、揮発、場合により爆発により環境へ放射性物質が拡散することが重大事故ではないか」と「蒸発乾固で事故が収束するのならば高レベル廃液のガラス固化は不要では」と質問している。ところが質問に答えず高レベル廃液による重大事故の法律の定義と審査の法的位置づけにより、高レベル廃液の沸騰や蒸発乾固防止のための確認をしたとの答弁で済ませている。高レベル廃液の真の危険とその対策を審議せずに済ませている。重大事故を「蒸発乾固」とする定義は「溶融揮発爆発」にしてしまうと収拾がつかなくなるためか、不都合な事象は想定せず審査を避け逃げたのではないかと思っている。

#### 問題点、今後

- ① 重大事故の法定義が間違っている。高レベル廃液の重大事故を「蒸発乾固」までとし、その後に起こる「溶融揮発、爆発」の最悪事態を直視を避けた法律にしたこと。
- ② 高レベル廃液の最悪事態の重大事故は国家の存在の根幹を揺るがすものである。これは大地震や火山、大落雷、ミサイル攻撃等により引き起こされる。人々へこのような超危険な施設である真実を知らせずに、再処理を進めようとしている。
- ③ 人々の生命や生活、この国土の環境を守ろうとする国の真剣な姿勢が見られない。為政者は原子力規制は「世界でも最も厳しい規制基準」と言っているが言葉だけで実態が伴っていない。

＊六ヶ所再処理工場の高レベル廃液中のセシウム137は福島第一原発事故で大気放出の35倍、使用済燃料プールにある総燃料中のセシウム137は福島第一4号機の約12倍である。2021年時点。

**質問一の2** 一九七七年一月十五日の毎日新聞で「核再処理工場の重大事故」として報じられた旧西ドイツ政府のシミュレーションや一九五七年九月実際に起きた再処理施設の大事故

「ウラルの核惨事」では蒸発乾固後の揮発や爆発によるものであった。蒸発乾固で食い止めるのでそれ以降の不都合な事象から目をそむけることは、根拠のない安全信仰による福島原発事故と同じ道をたどり始めたのと同じと考える。高レベル廃液は福島原発以上の大事故を起こす可能性があることをきちんと認識し、蒸発乾固後の対策を講じさせるべきではないか。この点についてどのような対策を講じているのか、あるいはどのような理由で講じていないのかを含めて、政府の見解を示されたい。

**答弁一の2**：本件審査は、事業指定基準規則及び事業指定基準規則解釈に基づき、高レベル廃液等の沸騰を未然に防止するための対策、高レベル廃液等の沸騰を未然に防止できなかった場合に乾燥及び固化に至ることを防止するための対策並びに高レベル廃液等の温度を低下させ沸騰しない状態を維持することで事態を収束させるための対策が有効に機能するかを原子力規制委員会で確認したものであり、御指摘の「蒸発乾固後の揮発や爆発」の対策については対象としていない。

**コメント一の2**：一の1質問と重複した質問であるが、こちらでは具体的な海外再処理事故と再処理事故のシミュレーションに基づき蒸発乾固後の対策としない場合はその理由を質問した。回答は「御指摘の「蒸発乾固後の揮発や爆発」の対策については対象としていない。」「法律で”対象”にしていないから行っていないとのことであった。となると法律が「蒸発乾固」までになっているからそれ以上は審査しないということを公式に認めたことになる。原発事故の最悪事態は炉心溶融であろう、再処理工場の最悪事態は高レベル廃液の乾固、溶融、揮発、爆発になろう。現にこの国で起きた原発の最悪事故を二度と繰り返さないための事業審査だったはずだ。それを事故の途中までにして審査を切り上げることは許されることではない。

**問題点、今後** コメント一の1に上げた①～③に加え

- ① 重大事故（シビアアクシデント）のシミュレーションをなぜ行い公表すること。
- ② 最悪の事態に進展する全てのプロセスについて審査しないような原子力施設についてはこの国でコントロールできない超危険施設であり、即刻撤退すること。

**質問一の3** 「重大事故」として、「臨界事故」が挙げられている。高レベル廃液貯槽（百二十立方メートル）や不溶解残渣廃液貯槽（七十立方メートル）には臨界量を超えるプルトニウム239（Pu比重一九・九）が含まれることが、二〇一五年十二月二十一日付けの第八十九回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合資料二（二）の三十八ページ等により判明した。これらの貯槽で冷却が止まった場合、沸騰濃縮、乾固後の溶融時の形状により臨界を超え事故が起きる可能性があるのではないかと。具体的に両貯槽について臨界の審査がなされたのか。審査された場合はその会合名と開催日時、会議録を示されたい。審査がなされていないのならば実施すべきではないか。政府の見解を示されたい。

**答弁一の3**：「高レベル廃液貯槽及び不溶解残渣廃液貯槽では、臨界事故が発生しないこと及び冷却機能の喪失による蒸発乾固や放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定した場合においてもこれらの重大事故から臨界事故が連鎖して発生しないことについては、令和元年九月十一日開催の第三百一回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を始めとする一連の会合において確認している。

**コメント一の3**：最も放射能が集積している超危険な高レベル廃液貯槽と不溶解残渣廃液貯槽について臨界量を越えて含まれるプルトニウム239の量から厳重審査が行われたのか質問をしている。回答は「第301回審査会合を始めとする一連の会合において確認している」とのことであった。この会合の資料を確認したが、この時点で両貯槽を含む高レベル廃液ガラ

ス固化建屋の貯槽は全てが臨界事故の対象外にされていた。この会合の前にこのことは決まっていたことになる。議事録では両貯槽の臨界についての質問はなかった。質問では「両貯槽で冷却が止まった場合、沸騰濃縮、乾固後の溶融時の形状により臨界を超え事故が起きる可能性」を質した。両貯槽は蒸発乾固までの評価であるため、乾固後溶融し比重が大きいプルトニウムが一箇所に集中し臨界濃度に達することはなく、建屋内の貯槽の臨界は審査されなかったのか、もしくはプルトニウムが臨界量以上含まれていることに審査員が気づかなかったからであろうか。

#### 問題点、今後

① 高レベル廃液貯槽や不溶解残渣廃液貯槽には臨界量を超えるプルトニウム239が含まれており事故時など蒸発乾固後の溶融時に比重が大きいプルトニウムが集中し臨界になる可能性の評価が具体的に行われていたのか答弁資料からは不明である。最重要貯槽であり最悪を想定すべき。

\*アクティブ試験で425トンの使用済燃料が再処理されたが、日本原燃の報告書から計算するとプルトニウムの回収率は予定の98.2%を大きく下回る約78%であった。このことはプルトニウムのかなりの量が高レベル廃液に移行したことになる。臨界の危険が大きい。

**質問一之四** 二〇二〇年十二月八日、大阪地裁は大飯原発三、四号機の設置許可取消判決を下した。その判断の根拠となった国の審議判断過程の「過誤、欠落」の内容には「平均値としての地震規模をそのまま用いており、ばらつき効果を上乘せする要否の検討がなされていない」ことがあった。六ヶ所再処理工場は重大事故の外部事象として、地震の基準地震動（七百ガル）の一・二倍（八百四十ガル）を考慮し耐震設計することになっているが、これらの数値は「ばらつき効果」が配慮された数値なのか、どのような根拠により設定されたものか、見直しはされないのか、具体的な説明を示されたい。

**答弁一之四**：お尋ねの「「ばらつき効果」が配慮された数値」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本原燃の再処理事業所再処理施設(以下「六ヶ所再処理施設」という。)の基準地震動(七百ガル)は、敷地に大きな影響を与えると予想される地震として選定された「出戸西方断層による地震」等の「応答スペクトルに基づく地震動評価」により、各種の不確かさを考慮して策定された基準地震動の最大加速度であり、原子力規制委員会は、事業指定基準規則解釈別記二の規定に基づいて適切に策定された地震動であることを確認している。

なお、御指摘の「地震の基準地震動(七百ガル)の一・二倍(八百四十ガル)」は、事業指定基準規則第三十一条において、事業指定基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処施設の要件として、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであることを規定していることに対し、申請者である日本原燃が基準地震動の一・二倍を考慮して設計するとの方針として示したものである。

**コメント一之四**：六ヶ所再処理工場の基準地震動（七百ガル）は「ばらつき効果」が配慮されているのか質問に対し、「事業指定基準規則解釈別記二に基づき策定されたもの」との答弁であった。

この答えだけでは「ばらつき効果」が配慮されたものか不明であり、審査資料や議事録を元に検討する必要がある。事業指定基準規則解釈別記二とは「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の末尾にある別記二を指していると思われる。資料は以下URL参照のこと。

<https://www.nsr.go.jp/data/000069209.pdf>

基準地震動の一・二倍（八百四十ガル）を耐震設計としたのは日本原燃が示したものとのこと。

#### 問題点、今後

① 基準地震動が大飯原発三、四号機の設置許可取消判決を下した「ばらつき効果」に配慮したものかどうかについては、当該審査会の資料や議事録を見なければならない。しかし地震動に関する専門的な知識がなければ配慮したかどうか判断が難しいものと思われる。

**質問一之五** 重大事故の外部事象として、火山の降灰量は五十五センチメートルまで想定され、建屋は耐えることになっている。しかし、三ミリメートルの降灰で停電、十センチメートルの降灰で道路は通行不能、上下水道も処理能力や目詰まりが起り、目、鼻、のど気管支に異常が現れると言われている。富士山では十六日間噴火が続いた例があるという。五十五センチメートルもの降灰環境下で人は生きていけるのか、実証試験が行われたのかを示されたい。

**答弁一之五**：本件審査において、お尋ねの「五十五センチメートルもの降灰環境下で人は生きていけるのか」に関して、御指摘の「実証試験が行われたのか」については確認していない。

**コメント一之五**：「五十五センチメートルもの降灰環境下で人は生きていけるのか実証試験が行われたのか」については「確認していない。」との答弁であった。降灰とその実際環境における人間や、資材燃料の運搬を確認せずに審査を合格させていた、このような審査がまかり通っていたとは驚愕している。審査のやり直しを求めなければならない。問題点は

① 降灰下の実証試験をせずに審査を合格にしていたとは、非科学的な審査であり容認できない。常識的に考えても55cmの降灰環境では人の生存は考えられない。再審査を求める。

**質問一之六** 前記一之五で述べたような五十五センチメートルの降灰環境下では各種フィルターが目詰まりを起し電力や水源の確保ができず、人や物資の移動もできず、高レベル廃液や使用済燃料プールの冷却が正常に行われるとはとても考えられない。非常用発電機で備蓄燃料により七日間の連続運転が可能とのことだが、二〇二〇年十一月二十七日の参議院議員会館集会の追加質問に対する原子力規制庁からの川田龍平参議院議員宛の回答書（十二月四日付）では、七日間を超えて外部電源喪失した場合、「施設外からの燃料補給等により連続運転できる」との回答であった。しかし、五十五センチメートルもの降灰環境下、燃料の輸送をどのように行うのか、冷却ができると判断した理由は実証試験に基づくものか、具体的に示されたい。

**答弁一之六**：本件審査において、お尋ねの「燃料の輸送をどのように行うのか」の具体的な手法については確認していない。また、お尋ねの「冷却ができると判断した理由は実証試験に基づくものか」については、本件審査において、日本原燃による「実証試験」の実施は確認していない。

**コメント一之六**：質問一之五と関連し、55cmの降灰環境下非常用発電機の7日間の燃料が尽きた場合、高レベル廃液等の冷却ができなくなった場合、どのように燃料を補給するのか、冷却できるとした理由は実証試験に基づくものかとの質問に「日本原燃による「実証試験」の実施は確認していない。」との回答であった。

#### 問題点、今後

① 降灰下、物資の輸送等、冷却実証試験を実施せず、合格にしたことは非科学的であり容認できない。この国の存在を危うくする超高濃度の放射能を集積している高レベル廃液貯槽

重大事故防止の審査をこのような驚くべき安易なやり方で審査していたことは無責任であり信じがたい。再審査を求める。

## 質問二 再処理工場規制法事業指定の改正

福島第一原発事故前の原子炉等規制法第四十六条（使用前検査）には「及び性能について経産大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理施設を使用してはならない。」とあった。また、同条第二項第二号には「その性能の基準が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること」とあった。これを受けて、当時の再処理規則第六条の二（性能の技術上の基準）には、第一項から第七項まで基準が定められていた。いずれも、事業申請書及びその添付書類に記載した能力、性能や値等を満足することとされていた。

ところが、原発事故後、平成二十四年に原子炉等規制法が改正され、再処理規則第六条の二の二（性能の技術上の基準）が削除され、さらに平成二十九年に原子炉等規制法第四十六条（使用前検査）も削除されてしまい、「使用前事業者検査」に変更されている。当時の再処理規則第六条の二（性能の技術上の基準）に定められていた第一項から第七項までの基準が現行のどの規則のどこにどのように具体的に担保されているのか示されたい。もし担保されていないのなら国による公正で厳重な事業指定検査がなされず、「事業者による使用前検査」で済ませることになり、性能の技術上の基準検査の骨抜きであり、容認できない。「使用前検査」を「使用前事業者検査」に変更した趣旨も示し、見解を示されたい。

**答弁二：**お尋ねの「当時の再処理規則第六条の二(性能の技術上の基準)に定められていた第一項から第七項までの基準」に規定されていた、安全上必要な事項については、現在、再処理施設の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第九号)に規定されている。

また、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号)第三条の規定による原子炉等規制法第四十六条第一項の改正により、原子力規制委員会による検査(使用前検査)が使用前事業者検査へ改められたが、その趣旨は、安全確保の第一義的な責任は事業者にあるという基本的な考え方を徹底するものである。なお、同条第三項において、使用前事業者検査についての原子力規制検査により、設置又は変更の工事が認可された設計及び工事の計画に従って行われたものであること並びに原子炉等規制法第四十六条の二の技術上の基準に適合するものであることについて同委員会の確認を受けた後でなければ、再処理事業者は再処理施設を使用してはならないこととしている。

**コメント二：**原発事故前の再処理規則第六条の二（性能の技術上の基準）には、第一項から第七項まで基準が定められていた。いずれも、事業申請書及びその添付書類に記載した能力、性能や値等を満足することとされていた。これは「現在、再処理施設の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第九号)に規定されている。」との回答であった。しかし回答された規則条項のどこにも、事業指定申請書について触れられておらず、当然申請書に記載された能力、性能の値に係る記載もない。回答の規則は以下。

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?law\\_unique\\_id=502M60080000009](https://elaws.e-gov.go.jp/document?law_unique_id=502M60080000009)  
平成二十九年に原子炉等規制法第四十六条（使用前検査）も削除されてしまい、「使用前事業者検査」に変更（国から事業者へ）されている。その変更趣旨について「安全確保の第一義的な責任は事業者にあるという基本的な考え方を徹底するものである。」との答弁があった。これは原子力規制委員会の設置目的国民の生命、健康及び財産の保護等に資するとするその任務を踏まえていない答弁に思える。核燃サイクルは国策で始められたはずだ、もちろん事業者の責任はある。しかし商用再処理工場は重大事故があれば国の存在に係るような施設である。現在世界でもフランスだけで行われている超危険な核化学工場であり、業者任せにはできない、専門的見地から厳重な検査が求められる。事業者検査は当然行われるべきであり、その後国民の安全を守る厳重な国の使用前検査も行われるべきであろう。原子力規

制委員会は「確認」だけで済まそうとしている、本来の国民を守る任務をしっかりと果たす姿勢と法改正が求められる。

答弁で「原子炉等規制法第四十六条の二の技術上の基準に適合するものであることについて同委員会の確認を受けた後でなければ、再処理事業者は再処理施設を使用してはならない」とあるが、この技術上の基準とは7項目が削除された「再処理施設の技術基準に関する規則」を指し規制が緩められたものである。

#### 問題点、今後

① 旧再処理規則第六条の二（性能の技術上の基準）にあった、事業申請書及びその添付書類に記載した能力、性能や値等を満足することを合格の条件とする七項目について、答弁にある現「再処理施設の技術基準に関する規則」のどこにも記載されていなかった。再度どの条項に記載されているのか国に確認し、対応を考えたい。

② 旧原子炉等規制法第四十六条（使用前検査）が削除され「使用前事業者検査」に変更（国から事業者へ）された趣旨は「第一義的な責任は事業者にあるという基本的な考え方を徹底するものである。」とのこと。これでは、原子力規制委員会がこの超危険施設を監督し国民を守るという姿勢が後退した回答であろう。事業者の使用前検査は当然行い、国の使用前検査を復活させる法改正を求めたい。

### 三 再処理工場の重大事故防止

**質問三の1** 再処理工場の重大事故として、一九五七年九月に旧ソ連で起こった「ウラルの核惨事」が銘記されなければならない。このような人々の生活を根底から覆し、難民にするような大事故を起こした場合、監督官庁である原子力規制委員会はどう責任をとるのか。見解を示されたい。

**答弁三の1**：御指摘の「一九五七年九月に旧ソ連で起こった「ウラルの核惨事」が銘記されなければならない。」及び「このような人々の生活を根底から覆し、難民にするような大事故を起こした場合、」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に六ヶ所再処理施設において事故が起きた場合、原子力災害の拡大の防止等に必要な措置の実施や原子力損害の賠償等について、その第一義的な責任は、事業者が負うこととなる。さらに、原子力規制委員会を含め、政府としても、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)等の関係法令に基づき、緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講ずる等の責務を有するものと認識している。

**コメント三の1**：「重大事故を起こした場合、原子力規制委員会はどう責任をとるのか」との質問

に対し、「拡大防止の措置の実施、賠償等の第一義的な責任は事業者が負う」、「政府としても関係法令に基づき必要な措置を講ずる責務を有する」との答弁であった。あくまでも法律の基づく範囲での責任を取ることのようである。

しかし重大事故の内容により責任の軽重が異なるはずだ。仮に法律の不備や審査上の問題によることが原因の場合は国の責任が増すであろう。再処理のプロセスのトラブルによる場合、審査の想定外の場合などケースにより責任の軽重は異なる。それをまずは第一義的責任は事業者だと決めつけることは、国の責任逃れではないか。“国策”と言われている超危険な再処理工場の操業を認可した責任は事業者以上に国にあるのではないか。

#### 問題点、今後

① 重大事故が起こった場合の第一義的責任は事業者にあるとの答弁。この国策で進められた老朽化した超危険な施設を十分な安全審査をせずに許可した国の責任は大きいはずだ。今後は十分な審査をせず許可しようとしている国の責任を追及して行きたい。



**質問三の2** 人々は日本原燃株式会社の従業員ともども、この国で未来永劫平和に暮らしていきたいと願っている。そのために国は絶対に再処理工場で大事故を起こさせない確固たる姿勢が求められる。福島原発事故のような人々を難民にする重大事故を絶対に二度と繰り返さない嚴重審査を行う決意を示されたい。

**答弁三の2**：東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故のような事故を二度と繰り返さないという覚悟の下、原子力規制委員会は、最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を参考にしてつつ再処理施設の規制に必要な基準を設定し、六ヶ所再処理施設がその基準に適合しているか否かを本件審査で確認したものである。

**コメント三の2**：国策として推進されてきた核燃サイクルの中核である再処理工場であるが、1993年建設工事着工、2001年通水作動試験開始、以来20年になる。高レベル廃液のガラス固化のトラブルや2014年から開始された新規規制基準（事業変更許可申請）審査等により、竣工は延期が25回めになり、遅れに遅れてきた。机上で作成されさらに修正され6年間に提出された膨大な申請書の審査したに過ぎない。

未だにA系統のガラス溶融炉の天井はレンガが剥離し、また高レベル廃液の濃縮蒸発缶は温度計部が腐食し穴が空いたままである。最も危険なガラス固化施設は2009年の高レベル廃液漏洩で汚染されたままである。腐食力の強い硝酸が大量に使用されておりこの20年間に腐食がかなり進んでいるはずである。審査では六ヶ所再処理工場の装置や機器の腐食等の状況を確認していない、高放射線下の点検もままならない。

客観的に見ても、この施設は動かせない、動かしてしまうとトラブルから大事故に進行するであろう、動かしてはいけない施設である。

せめて道義的責任について触れ覚悟決意を示してほしかったが、事務的な回答であった。重大事故が憂慮される。

#### 問題点、今後

① 「福島原発事故のような人々を難民にする重大事故を絶対に二度と繰り返さない嚴重審査を行う決意を示されたい。」に「最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を参考にしてつつ再処理施設の規制に必要な基準を設定し、その基準に適合しているか否かを本件審査で確認した」との形式的事務的な答弁だった。

高レベル廃液の審査を蒸発乾固でやめる基準自体がおかしいまま審査され合格となっている。あきらめずに、嚴重再審査や蒸発乾固以降についてバックフィット等を要請していきたい。

(三陸の海を放射能から守る岩手の会)